

新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策(第2弾)

新型コロナウイルス感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限とするため、第2弾となる総額20億円の「緊急経済対策」を実施します。
第1弾については、市ホームページまたは広報たかやま4月1日号・15日号をご覧ください。



↑市ホームページは
こちらから

従業員の継続雇用に取り組まれる事業者の皆さまへ

○ 雇用調整助成金の活用に対する支援の拡充を行います。

市内の雇用の確保の取り組みを積極的に支援するため、
雇用調整助成金に係る事業者の**自己負担相当額を全額補助**します。

(補助対象者) 国の雇用調整助成金を活用した市内事業者

(補助限度額) 基準賃金額と国の助成金額との差額

(対象日数) 1年間100日+緊急対応期間(4月1日～6月30日)に実施した休業日数

(対象期間) 休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日まで

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144

子育て世帯の保護者の皆さまへ

○ 保育園、幼稚園、小・中学校等臨時休業に伴う保護者負担の軽減を行います。

子育て世帯の負担軽減を図るため、
子ども一人につき1万円の応援給付金を支給します。

(対象者) 次に在籍する子どもの保護者のうち、市内に住所を有する方

○ 保育園、幼稚園

(在籍する未満児及び認可外保育施設、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を含む)

○ 小中学校(特別支援学校含む)

(手続き) 対象者には申請書などの案内文書を送付予定

問合 子育て支援課 ☎ 35-3140 教育総務課 ☎ 35-3153
学校教育課 ☎ 35-3154

テナントにより店舗などを経営する事業者の皆さまへ

○ 市内の商業機能の維持のため、テナント賃料に対する支援を行います。

売上が一定以上減少した市内店舗などに対して、6ヶ月分(4月～9月)の**テナント賃料**のうち、
2ヶ月相当分・最大40万円を補助します。

(補助対象者) 市内で店舗や事務所を開設し事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から8月までのいずれかの間に、売上が前年同期比で20%以上減少している事業者

(補助限度額) 1事業者につき40万円(4月～9月の6カ月分の家賃の1/3相当額)

ただし、1施設の月額上限20万円以内

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144